



民生委員・児童委員
キャラクター
「ミンジー」

民生委員・児童委員は、各市町村の担当地域ごとにいる地域の身近な相談相手です。さまざまな活動を通して地域の状況を把握し、生活上の困りごとなどの相談を受けて、サービスの情報提供を行うなど、行政や専門機関へつなぐ「橋渡し」の役割を担っており、誰もが安心して暮らせる地域づくりのために活動しています。

大正6年5月12日に民生委員の前身である「^{さいせい こもん}済世顧問制度」が制定されたことから、5月12日は「民生委員・児童委員の日」となっています。

各市町村の催しは
県ホームページを
ご覧ください。



民生委員・児童委員とは？

民生委員法と児童福祉法に基づき、厚生労働大臣から委嘱を受け、社会福祉を推進するためさまざまな活動を行うボランティアの方です。任期は3年で、幅広い年代の方が活動しています。



●主な条件

- ・原則75歳未満の方
- ・社会福祉活動に理解と熱意があり、実際に活動できる方
- ・地域の実情を知っている方 など

どんな活動をしているの？

民生委員・児童委員の活動 7つのはたらき

- ① **社会調査**：地域住民の生活の実態や福祉ニーズの把握に努めます。そのために、担当区域内の家庭を訪問することがあります。
- ② **相談**：地域住民が抱える生活上の不安や問題を、親身になって相談にのります。
- ③ **情報提供**：福祉の制度やサービスの情報を提供します。
- ④ **連絡通報**：適切な福祉サービスを受けられるよう関係機関との間に立つ、連絡役となります。
- ⑤ **調整**：必要なサービスが受けられるよう調整・支援します。
- ⑥ **生活支援**：その人らしい自立した生活が送れるよう支援します。
- ⑦ **意見具申**：活動を通じて得た地域の問題点や改善策を、必要に応じて関係機関に意見を提起します。

●南風原町民生委員児童委員連合会の活動を紹介

南風原町では令和6年5月現在で48名の民生委員・児童委員が活動しています。

小学校への訪問、地域の見守りや福祉マップづくり、また、一人暮らしの高齢世帯などへ弁当を配布したり、高齢者サロンに参加して悩み事の相談にのったりしています。

民生委員・児童委員の声

活動を行っている民生委員・児童委員の方からは「活動を通して自分も学ぶ機会が多い」、「地域の人々と関わることで元気をもらえる」、「ありがとうの言葉で自分自身も救われる」といった声をいただいています。



福祉マップづくり（南風原町）



民生委員の日PR出発式（南風原町）

民生委員・児童委員に相談したい場合は？

お住まいの市町村の担当課や市町村社会福祉協議会にお問い合わせください。

民生委員・児童委員には守秘義務が課されており、相談内容や秘密が第三者に知られることはありません。



あなたも民生委員・児童委員として活動してみませんか！

現在、一部の市町村を除き、民生委員・児童委員になってくれる方を募集しています。地域の仲間と住みよい地域づくりを目指し、地域の最も身近な相談相手として活動していただける方は、ぜひお住まいの市町村の担当課にお問い合わせください。

民生委員・児童委員に関するお問い合わせは

- ・お住まいの市町村の民生委員担当課
- ・お住まいの市町村社会福祉協議会
- ・沖縄県民生委員児童委員協議会

TEL：098-882-5813

